

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月 30日	
高知市長 殿	
提出者	
住 所 高知市一宮2651番地2	
氏 名 一宮生コンクリート株式会社	
代表取締役 山崎 一寛	
電話番号 088-845-0020	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一宮生コンクリート株式会社
事業場の所在地	高知市一宮2651番地2
計画期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業・土石製品製造
② 事業の規模	前年度実績 441,336千円
③ 従業員数	正規社員 13名 パート社員 1名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	注文 → (砂利・砂・セメント・混和剤) 混練 → ミキサー車での出荷 → コンクリート打設 → 残コンクリート持帰り → ① ブロック製造販売 ② ストック → 自己運搬 → 処分場(再生)(再生品目 RC-40・RC-30・RM-30・RC5-0) ③ ストック → 分別 → 有価物として販売 ④ ストック → 自己運搬 → 処分場(最終処分)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役

山崎一寛

(産業廃棄物担当役員)

↓

取締役

濱田健嗣

(廃棄物処理総括責任者)

↓

試験室

片岡義信

(廃棄物管理担当責任者)

↓

↓

↓

↓

↓

↓

↓

自己運搬

↓

産業廃棄物処理業者 (委託)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度 (7年度) 実績】

産業廃棄物の種類

ガラス・コンクリート及び陶磁器くず

がれき類

排 出 量

1, 372 t

1, 208 t

(これまでに実施した取組)

・注文段階でより正確な必要数量を算出するために、得意先業者にお問い合わせすると共に当社社員が必要数量の計算を手伝い、産廃発生量を抑制する。

・最低出荷数量は現在0.5ρで、それ以下の出荷は断っているために無駄な注文が発生する。これを引き下げ、0.25ρから配達することとし、加えて0.01ρ単位での無駄のない発注を受付けることにより産廃発生を抑制する。

・やむなくミキサー車1台分全部が戻ってきた「戻りコンクリート」は、その処分を有償化して顧客から徴収し、過大な注文を抑制する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

ガラス・コンクリート及び陶磁器くず

がれき類

排 出 量

1, 300 t

1, 100 t

(今後実施する予定の取組)

1. 注文段階でより正確な必要数量を算出するために、得意先業者にお問い合わせすると共に当社社員が必要数量の計算を手伝い、産廃発生量を抑制する。

2. 最低出荷数量は現在0.5ρで、それ以下の出荷は断っているために無駄な注文が発生する。これを引き下げ、0.25ρから配達することとし、加えて0.01ρ単位での無駄のない発注を受付けることにより産廃発生を抑制する。

3. やむなくミキサー車1台分全部が戻ってきた「戻りコンクリート」は、その処分を有償化して顧客から徴収し、過大な注文を抑制する。

4. 社内教育研修会を利用して環境問題全般についてと、産業廃棄物の減量について研修をし、この問題についての全社員の共通理解を得られるようにする。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

ガラス・コンクリート及び陶磁器くず

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

ガラス・コンクリート及び陶磁器くず

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,023 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 製作ロスを無くして、日産10個のブロックを製作出来るよう整理し、再生利用を増やす。 ・ 六価クロムの含有値の検査を厳密にしつつ、ガラ部分をカットして、路盤材や水道保護材として有価物として販売する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 1. 製作ロスを無くして、日産10個のブロックを製作出来るよう整理し、再生利用を増やす。 2. 六価クロムの含有値の検査を厳密にしつつ、ガラ部分をカットして、路盤材や水道保護材として有価物として販売する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	がれき類
	全 処 理 委 託 量	349 t	1, 208 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	349 t	1, 208 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・注文段階でより正確な必要数量を算出するために、得意先業者にお問い合わせすると共に当社社員が必要数量の計算を手伝い、産廃発生量を抑制する。 ・最低出荷数量は現在0.5㍓ で、それ以下の出荷は断っているために無駄な注文が発生する。これを引き下げ、0.25㍓ から配達することとし、加えて0.01㍓ 単位での無駄のない発注を受付けることにより産廃発生を抑制する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	がれき類
	全 処 理 委 託 量	300 t	1, 100 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	300 t	1, 100 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 注文段階でより正確な必要数量を算出するために、得意先業者に お願いすると共に当社社員が必要数量の計算を手伝い、産廃発生量を 抑制する。 2. 最低出荷数量は現在0.5ρ で、それ以下の出荷は断っているために 無駄な注文が発生する。これを引き下げ、0.25ρ から配達することと し、加えて0.01ρ 単位での無駄のない発注を受付けることにより産廃 発生を抑制する。 3. 社内教育研修会を利用して環境問題全般についてと、産業廃棄物 の減量について研修をし、この問題についての全社員の共通理解を得 られるようにする。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。